

子育て世帯の住宅確保を応援！ 市営住宅に「子育て世帯向け住宅」を創設します

大府市は、子育て世帯が安心して暮らすことができる住宅を確保しやすくするため、市営住宅の入居資格を満たす子育て世帯（※）のみが入居申込みできる「子育て世帯向け住宅」を創設します。

また、入居資格の収入基準を緩和する裁量階層の対象を従来の「中学生までの子がいる世帯」から「子育て世帯」までに拡充するとともに、選考により優先的に入居させることができる福祉枠の対象に、子育て世帯を追加します。なお、3 月議会に「大府市営住宅の設置及び管理に関する条例」の一部改正案を上程予定です。

（※）子育て世帯…「同居の親族に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる世帯」

■市営住宅における子育て世帯向け施策の概要

1. 「子育て世帯向け住宅」の創設

入居資格／市営住宅の入居者資格のある子育て世帯。

内容／期限付きの入居契約。入居可能日から 5 年間、若しくは最年少の子が 18 歳になって最初の 3 月 31 日までの間のいずれか短い期間とする。

家賃／入居する部屋や収入による。

2. 収入基準の緩和

収入基準を通常の 158,000 円以下から 214,000 円以下に緩和する世帯（裁量階層）を、現行の中学生までの子がいる世帯から子育て世帯までに拡大する。

3. 選考により優先的に入居させることができる福祉枠の対象に子育て世帯を追加する。

福祉枠／20 歳未満の子を扶養しているひとり親、引揚者、炭鉱離職者、65 歳以上の高齢者のみで構成されている世帯、心身障がい者がいる世帯、DV 被害者、犯罪被害者、所得月額が 104,000 円以下の世帯

4. 制度適用開始時期／令和 6 年 4 月 1 日

■特定公共賃貸住宅の家賃の減額

市営住宅における子育て世帯向け施策の拡充の他、令和 6 年 4 月 1 日から中所得者向けである特定公共賃貸住宅の家賃を、市内の特別県営住宅の減額などを参考に、68,000 円から 57,000 円へ減額します。

収入区分	所得月額	入居世帯家賃		特定公共賃貸住宅家賃
I	0 円～104,000 円	一般世帯	21,700 円	
II	104,001 円～123,000 円		25,000 円	
III	123,001 円～139,000 円		28,600 円	
IV	139,001 円～158,000 円		32,300 円	
V	158,001 円～186,000 円	裁量階層 ※【変更】中学	36,900 円	57,000 円 ※【変更】 68,000 円 から減額
VI	186,001 円～214,000 円	生までの子がい る世帯から子育 て世帯へ拡大	46,600 円	
			42,600 円	
			53,300 円	
VII	214,001 円～259,000 円		67,600 円	
VIII	259,001 円～487,000 円	(収入超過者)	85,500 円	

※家賃は平地住宅 3DK、上段は裁量階層、下段は収入超過者本来家賃

【問い合わせ先】

大府市建設総務課

担当：柴山 茂（しばやま・しげる）

電話：0562-85-3896 FAX：0562-47-3347 メール：kensetsu@city.obu.lg.jp